

令和7年4月25日招集

令和7年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第4回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和7年4月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
5番	仲野孝藏	6番	山科幸子	7番	永瀬清一
8番	石山一穂	9番	栗原洋幸	10番	芦野繁美
11番	阿部昇	12番	寒河江一浩	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
18番	門脇功	19番	菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第6号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第7号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第19号 非農地証明願いに係る証明について
- 第7 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第21号 事業計画変更承認申請について
- 第9 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第11 議第24号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤 亨	農政主査兼農政係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、4番留場美佐委員、17番東海林光輝委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番中谷裕委員、16番高橋浩一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第11、議第24号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、2報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願いします。

【伊藤事務局長】

令和7年第4回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第6号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法

第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号2番 申請者住所氏名：東根市神町宮団大通り●●●● ●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字若木字若木●●●●●●●●●●。地目：畑 面積：8,997㎡の内70㎡。土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農業用車両等の駐車場、所要面積：駐車場 70㎡。

以下、受付番号3番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は15件です。

報第7号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号68番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,187㎡他1筆。賃貸人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●●● ●●●●●●。

賃借人住所氏名：東根市中央四丁目●●●●● ●●●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借となります。

以下、受付番号69番から6頁の受付番号82番までの14申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は2件です。

議第19号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により本会の議決を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係

受付番号1番 土地の所在：神町西五丁目●●●●●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：974㎡。所有者：東根市大字荷口●●●●● ●●●●●●●●●●。非農地となった時期及び事由 農地法による許可の有無等：5条許可（賃貸借権設定）平成6年11月24日付け指令第267号。転用許可事由：自動車整備工場であります。

以下、受付番号2番の願いは、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は38件です。

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号32番 土地の所在：大字若木字若木●●●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：8,132㎡の内8,073㎡他1筆・譲渡人住所氏名：西村山郡河北町大字田井●●●●●●●●。事由：労力不足 経営面積：81a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●●●●●●●●●●●。事由：新規就農 経営面積：118aであります。

以下、受付番号33番から12頁の受付番号47番までの15申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号48番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：5,661㎡。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●●●●●●●●●。事由：労力不足、経営面積：230a。借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●●●●●●●●●。事由：新規就農、経営面積：0aであります。

以下、受付番号49番から受付番号67番までの19申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号68番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：469㎡。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●●●●●●●●。事由：労力不足、経営面積：40a。借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●●●●●●●●●。事由：新規就農、経営面積：0aであります。

以下、受付番号69番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は1件であります。

議第21号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1939号農林省構造改善局長通知）、に該当するので本会の意見を求めるものであります。19頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号2番 当初計画者住所氏名：東根市神町西三丁目4番59号 株式会社フカセ 代表取締役 深瀬英郎。承継者住所氏名：東根市神町西三丁目4番59号 株式会社フカセ 代表取締役 深瀬英郎。承認を受ける土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●●●●。地目、登記簿：宅地、現況：宅地、地積：243.92㎡他4筆。用途：当初 建築条件付売買予定地、変更後 用途変更なし 区画数変更（6区画から4区画）となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は6件です。

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。21頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係です。

受付番号9番 土地の所在：大字羽入字向野●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：2,785㎡他1筆。譲渡人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●●●● ●●●● 職業：農業。譲受人住所氏名：福岡県福岡市東区蒲田二丁目38番20号 株式会社ニシヒロ 代表取締役 西尾史郎 職業：運送業。転用後の主要目的：駐車場、雪捨て場、緑地、通路他。所要面積計が7,083.39㎡。備考として、所有権移転・併用地ありであります。

以下、受付番号10番から22頁の受付番号14番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。23頁をお開き下さい。

例外確認申請、非農地証明、事業計画変更承認申請、農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にして下さい。24頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は20計画であります。

議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画について、本会の意見を求めるものであります。25頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転機構です。

番号1番 土地の所在：中央東三丁目●●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：688 m²。
譲渡人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●● ●●●●●。譲受人住所氏名：東根市本町
●●●●●●●●● ●●●●●。対価：400,000 円（総額）であります。

以下、番号2番及び3番までの2計画については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定機構です。

番号4番 土地の所在：大字東根元東根字関沢●●●●●。現況地目：田、認定面積：3,365 m²。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●● ●●●●●。契約期間：始期：令和7年7月1日、終期：令和17年11月30日。賃借料：10 a あたり 9,806.83 円であります。

以下、番号5番から28頁の番号18番までの14計画については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。29 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権移転機構です。

番号19番 土地の所在：大字羽入字下●●●●●。現況地目：田、認定面積：1,041 m²。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●● ●●●●●。旧借人住所氏名：山形市大字山寺●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●。新借人住所氏名：西村山郡河北町谷地庚1103番地 株式会社岡崎農園 代表取締役 岡崎忍。契約期間：始期：令和7年7月1日、終期：令和13年2月28日。賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権移転設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。30 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定機構です。

番号20番 土地の所在：大字松沢字松沢●●●●●。現況地目：畑、認定面積：882 m²。貸人住所氏名：北村山郡大石田町大字今宿●●●●●●●●● ●●●●●、東根市神町北二丁目●●●●●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：山形市大字中野目●●●●●●●●● ●●●●●。契約期間：始期：令和7年7月1日、終期：令和17年11月30日。賃借料：無償であります。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。31 頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は1件です。

議第 24 号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年 3 月 30 日付け元構改 B 第 156 号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第 3 (1) の規定により、本会の議決を求めるものであります。32 頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者です。

番号 1 住所：東根市宮崎一丁目●●●、世帯コード：025-●●●●。相続人：●●●●

●、被相続人：●●●● 備考：相続税であります。

以上で、報告案件 2 件と議案 6 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。

9 番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9 番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 4 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 16 件、賃貸借権設定の許可申請 20 件、使用貸借権設定の許可申請 2 件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明 1 件、合計 39 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 4 月 15 日に実施しました農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 32 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 33 番、35 番から 37 番、40 番から 42 番及び 45 番から 47 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 34 番の申請事由は、新規法人となります。

受付番号 38 番、39 番、43 番及び 44 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 48 番、51 番、52 番、58 番、59 番、及び 63 番から 67 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 49 番、50 番、53 番から 57 番及び 60 番から 62 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 68 番の申請事由は、新規就

農であります。

受付番号 69 番の申請事由は、経営規模拡大であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として、●●●●氏ほか4名、及び新規法人として、仲野果樹園合同会社への聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

次に、贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適格に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11 番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11 番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11 番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を4月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願い2件、事業計画変更承認申請1件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る4月15日実施の当番委員及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号1番については、平成6年11月24日に自動車整備工場として農地法第5条の許可を受けており、受付番号2番については、平成7年2月24日に宅地拡張として農地法第4条の許可を受けているもので、非農地証明事務処理要領第3条第1号の農地法の許可を受け事業が完了していると認められる土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみましました。

次に、事業計画変更承認申請についてではありますが、受付番号2番については、当初

建築条件付き売買予定地を6区画整備する計画でありましたが、計画地全体の総面積等は変わらずに、4区画及び位置指定道路を整備し完成したことから、事後的に、事業計画変更承認申請の提出が必要となったものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分及び、立地基準の判断であります。受付番号9番については、申請地から概ね300m以内に高速自動車道の出入り口があるため、第三種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) a (b) ii」に該当

受付番号10番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、駐車場及び洗車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号11番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えていることから第三種農地となりますが、集荷場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (b)」に該当

受付番号12番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、山形県発注の沼田寄米地区水田農業低コスト・高付加価値化の基盤整備事業の工事関係者の仮設事務所および駐車場等として一時転用を行うものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) b」に該当

受付番号13番及び14番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号13番は一般住宅、受付番号14番は雪捨て場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【議長】

はい、14 番加藤友英委員。

【14 番加藤友英委員】

21 頁の 11 番で転用後の主要目的に「既存」ということは、この農地にすでに倉庫や集荷場が建っているということなのでしょうか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、加藤委員のご質問にお答えします。こちらには「既存倉庫」、「既存事務所」が建っている現所有者の土地がございます。併せまして、道路に面して少し取り残された農地があり、その農地 3 筆を含めて今回、コンテナを置くスペースとして買い求めたいというものになります。

【議長】

14 番加藤友英委員。

【14 番加藤友英委員】

そうなのですね。譲受人につきましては、過去に営団に集荷場を求めるということで農地転用後に建物を建てたことがありました。しかし 2 年くらいすると、すぐ別の業者に売却してしまいました。その業者は、そこから付随した並びの農地を買って何かをやろうとしているので、どうなのかなと前から思っていました。そういう目的がなかったのならいいと思うのですけれども。譲受人はまた業者に転売をするために今回、この農地を求めたのかなと考えてしまいます。たぶん大丈夫だと思ってしまうけれども、そのことをよく確認をさせていただいてお願いしたいと思っております。以上です。

【議長】

ありがとうございます。譲受人についてはいろいろな話が聞こえてきますけれども。

14 番加藤友英委員。

【14 番加藤友英委員】

営団のほうは集荷場なのに、集荷したものをあまり入れずに運送会社らしき業者に土地を売った経過がありまして。以前から私も転用委員会をしている時に、どうなのかと話が出ている業者だったし、私も気になっていましたので、よく注意して様子を見ていただきたいなと思っております。

【議長】

現地確認がいるということですか。

14 番加藤友英委員。

【14 番加藤友英委員】

私の時は、譲渡人の地域の農地は確認していたのですけれども。ただ譲受人に過去の経緯があるという事情を承知していなかったようですから、その部分は改めてもう一度追加で確認する必要があると思います。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、加藤委員がおっしゃるように、営団の現在別な会社名義になっております農地は、譲受人が宅地化後 1 年から 2 年ほどでその会社へ譲り渡したという話を私どもも確かに聞いておまして、昨年その会社が拡張しようとした時も転用委員会で話題になったのは事実です。

この度の野田灰塚の事案につきましては、書類的には整っているという形で転用委員の皆様にも許可相当と判断していただきました。許可後は確実にその用途に使用しているところを、許可後 3 か月後、1 年後という形で完了の進捗報告を求めておりますので、少なくともその間に当初の目的通りに使用されているかというところを監視していきたいと考えております。

また、機会があれば過去の事例も譲渡人に伝えたいと思っております。

【議長】

加藤委員よろしいですか。

【14 番加藤友英委員】

はい。

【議長】

その他ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 14、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 20 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、5 番仲野孝藏委員、8 番石山一穂委員、及び 9 番栗原洋幸委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。それでは 15 分をめでに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休 憩

午前 10 時 43 分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【2 番 元木太志委員】

2 番元木です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 19 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 20 号については、新規就農および経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、地域の中心となる担い手に 貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 清野周治委員】

1 番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 20 号については、新規就農および経営規模拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件

を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11 番 阿部昇委員】

11 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 19 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意味の一致をみました。

議第 20 号については、新規就農および経営規模拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意味の一致をみました。

議第 21 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意味の一致をみました。

議第 22 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意味の一致をみました。

議第 23 号については、地域の中心となる担い手に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意味の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第 6 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 7 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、初めに、議第 19 号非農地証明願いに係る証明について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 19 号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 19 号については、承認することに決しました。

次に、議第 20 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、5 番仲野孝藏委員、8 番石山一穂委員及び 9 番栗原洋幸委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 20 号について、農地あっせん委員会及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 20 号については、許可することに決しました

5 番仲野孝藏委員、8 番石山一穂委員及び 9 番栗原洋幸委員の復席を求めます。

5 番仲野孝藏委員、8 番石山一穂委員及び 9 番栗原洋幸委員に申し上げます。

ただいま、議第 20 号については、許可することに決しましたので、報告いたします。

次に、議第 21 号事業計画変更承認申請について、議第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 23 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、議第 24 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、以上、4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 21 号から議第 24 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、決定すること及び承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 21 号から議第 24 号については、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、決定すること及び承認することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 7 年第 4 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 53 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員